

国立大学附属病院等における郵送によるカルテの開示請求の推進 － 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん －

九州管区行政評価局（局長：佐藤 裁也^{さとう たつや}）は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学副学長）に諮りました。

その検討結果を踏まえ、本日、熊本大学医学部附属病院及び鹿児島大学病院に対し、あっせんを行うとともに、九州管内の各県の医療行政担当課等に対し、当局の調査結果を参考連絡しましたので、公表します。

行政相談の要旨

私は、以前、他県の病院に入院していたことがあり、その時のカルテやレントゲン写真等が必要となったため、電話で病院に確認したところ、「本人か家族が来院して請求しなければ提供できない。」として断られた。

以前、別の病院にカルテ等の提供を依頼した際には郵送での請求に応じてくれたことがあり、病院によって対応が異なっているようである。

他県在住者や入院中の者に来院を求めることは負担が大きいので、郵送でカルテ等の開示請求を行えるようにしてほしい。



※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。

URL http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

〔照会先〕
首席行政相談官 山田 明彦
電話：092-431-7136

制度の概要

カルテ等の開示は、厚生労働省の指針等に基づき、医療機関と患者との信頼関係の構築等を目的として、医療機関の規模に関わらず実施されている。

また、同指針等では、カルテ等の開示請求の手續や開示の実施方法は、医療機関が定めることとされ、開示に要する費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲の額とすることとされている。

当局の調査結果の概要 1

1 九州管内の医療機関における郵送でのカルテ等の開示請求への対応状況

郵送によるカルテ等の開示請求への対応状況について、九州管内の医療機関(国立大学附属病院、独立行政法人・特殊法人、地方公共団体、民間医療機関)を抽出して確認した結果は、表1のとおりであり、郵送対応している医療機関が少ない一方(公的病院は93.8%、民間医療機関は65.2%)、熊本大学医学部附属病院、鹿児島大学病院と一部民間医療機関では対応していない。

表1 九州管内の医療機関における郵送でのカルテ等の開示請求への対応状況

医療機関の区分	郵送によるカルテ等の開示請求への対応状況				
	調査対象数 (a)	郵送請求に 対応(b)	来院困難な者 に限り対応(c)	郵送対応 していない	郵送対応する病 院の割合(b+c/a)
国立大学附属病院	7	2	3	2	71.4%
独立行政法人等設置病院	19	12	7	0	100.0%
地方公共団体設置病院	6	4	2	0	100.0%
公的病院 小計	32	18	12	2	93.8%
民間医療機関	23	4	11	8	65.2%
合計	55	22	23	10	81.8%
構成比	100.0%	40.0%	41.8%	18.2%	-

(注) 当局の調査結果による。平成30年2月9日現在。

当局の調査結果の概要 2

2 カルテ等の開示請求時の本人確認

カルテ等の郵送請求に対応している医療機関からは特段の支障はないとの意見がある一方で、対応していない医療機関は、その理由として本人確認が困難であることを挙げている。

九州管内の7国立大学附属病院における本人確認書類を確認したところ、以下のとおり、開示請求時に健康保険証など顔写真がない書類一点で本人確認を行っている医療機関もあり、適切な本人確認の実施と患者の利便の確保の両立が課題

来院して請求 → 運転免許証、健康保険証等の提示 + 病院によっては、生年月日等の暗唱
郵送による請求 → 運転免許証、健康保険証等のコピーの提出

3 カルテ等の開示に要する費用

カルテ等の開示に要する費用(手数料)について、九州管内の医療機関を抽出して確認したところ、表2のとおり、医療機関ごとに様々であり、0円としているものから5,400円としているものまで幅がみられた。また、コピー代については、1枚あたり10円～30円としている医療機関が大半であるが、中には1枚100円としているものもみられた。

表2 九州管内の医療機関におけるカルテ等の開示手数料

医療機関の区分	調査対象	0円	1円～	1,000円～	2,000円～	3,000円～	5,000円～
国立大学附属病院	7	7	0	0	0	0	0
独立行政法人等設置病院	8	2	3	1	0	0	2
地方公共団体設置病院	1	1	0	0	0	0	0
民間医療機関	29	8	4	3	3	6	5
合計	45	18	7	4	3	6	7
構成比	100.0%	40.0%	15.6%	8.9%	6.7%	13.3%	15.6%

(注)1 当局の調査結果による。平成30年2月9日現在。

2 手数料とは別にコピー代等が必要である。コピー代についても1枚あたり10円～100円と医療機関によって様々である。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- 1 郵送による開示請求は本人確認が難しいため対応できないとの医療機関の意見もあるが、郵送による開示請求に対応している医療機関では「これまでのところ、患者との間で特段の支障は生じていない。」としている。
郵送による開示請求に対応していない医療機関においては、本人確認書類を複数提出させるなどにより、適切な本人確認と患者の利便の向上との両立を図り、郵送による開示請求のニーズに対応できるよう努めていただきたい。
- 2 開示に要する費用については、各医療機関において決定すべきものであるが、医療機関によって大きな差があり、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」とすることを求めている厚生労働省の指針の趣旨が医療機関に十分に理解されていないのではないか。医療機関の自発的な検討の参考となる情報を提供することが有益である。

熊本大学医学部附属病院及び鹿児島大学病院に対するあっせん

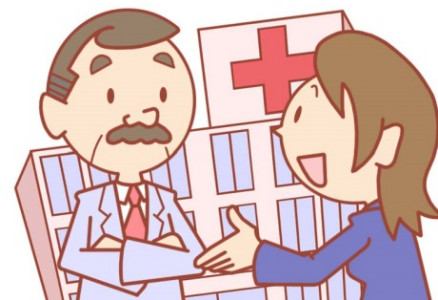
カルテ等の開示請求を行う患者の利便を向上させる観点から、本人確認の適切な実施について引き続き留意しつつ、郵送による開示請求に対応することについて検討する必要がある。



熊本大学医学部附属病院は、当局の事前連絡を踏まえ、平成30年2月23日から郵送による開示請求への対応を開始。鹿児島大学病院も対応する方向で検討中。

九州管内の各県の医療行政担当課等への参考連絡

医療機関における、①郵送によるカルテ等の開示請求への対応状況、②開示に要する費用についての当局の調査結果を参考連絡し、活用を依頼



行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

石森 久広	(西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授) (座長)
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
浅野 秀樹	(弁護士)
井上 裕之	(西日本新聞社論説委員長)
三木 和信	(福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)
戸江 千枝	(税理士)